

## 地方消費者行政専門調査会報告書案（骨子）

平成 23 年 1 月  
消費者委員会事務局

（はじめに）

- 国では、消費者庁及び消費者委員会が発足し、行政のパラダイム転換が行われた。
- 他方、地方における消費者行政は、住民生活にとって大事な分野でありながら、ともすれば地域の産業振興が優先され、意識の面でも資源配分の面でも十分に光があてられてこなかったとみられる。したがって、国全体として、消費者行政の強化を実現するとともに、地域住民の様々な行政ニーズに的確に応えていくため、地方消費者行政の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。
- また、平成 23 年度までの集中育成・強化期間においては、地方消費者行政活性化基金が手当てされているが、同期間後における国の支援の在り方、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿については、消費者委員会で検討することとされている。
- そこで、消費者委員会の下に、地方消費者行政専門調査会が設けられ、平成 22 年 4 月より精力的な審議を重ねてきた。本報告書はこうした審議を踏まえ、集中育成・強化期間後の地方消費者行政活性化策について、現実的かつ実効性のある対応策をとりまとめたものである。

## 1 消費者行政における国と地方のあり方

- 消費者行政に関する事務は、多岐にわたるが、その大半は、住民からの声に応えつつ、各自治体が自主的かつ自発的に対応してきた事務である。こうした各自治体の創意工夫等を生かすには、引き続き自治事務として位置付ける必要。
- もっとも、①身近な相談窓口ネットワークの構築、②消費者事故等の情報収集体制の整備等については、国としても責任を持って推進を図る必要があり、一定程度の負担や技術的支援等を検討する必要。

### (1) 地方公共団体が行う消費者行政事務の位置付け

- ・ 地方の消費者行政に関する事務は、消費者からの相談の受付、苦情処理のためのあっせん、事業者指導、製品事故等の消費者事故・悪質業者に係る情報収集、消費者への情報提供、消費者教育・啓発講座の開催等と大変多岐にわたる。
- ・ 中には、消費者事故等の情報収集のように、全国一律に行う必要から、国としても責任を持って積極的に推進していく必要のある事務も存在するが、大半の事務は、住民からの声に応える形で生成、発展してきたものであり、各自治体がいわば自主的かつ自発的に対応してきた事務。

今後とも、こうした経緯や地域の多様な特性などを踏まえ、各自治体の自主性や創意工夫を生かせるよう、自治事務として位置付ける必要。

### (2) 地方消費者行政に対する国の関与と負担

- ・ 上記(1)の観点からは、地方公共団体が自主的に事務のあり方を決め、地方自らの財源をもって手当てすることが基本と考えられる。
- ・ しかしながら、以下の事務や事業等については、国も責任を持って推進を図る必要があり、一定程度の負担や技術的支援等を検討する必要。
  - ① 最低限のインフラ整備として、全国どこでも、住民が身近な窓口で、専門的な相談を受けることができるようにするためのネットワーク構築に必要な施設等の整備・相談員の育成等の事業
  - ② 消費者庁設立後、全国の消費者事故等の情報をより迅速に収集し、分析した上で、情報提供すること等が課題となっており、そうした観点から全国一律に実施すべき情報収集に係る事務や情報入力に係る研修事業

## 2 相談ネットワークのあり方について

- 住民にとっての安心安全の実現のためには、身近で専門的な窓口を整備し、消費者事故等の情報収集や消費者教育・住民啓発事業等を行う消費者行政の拠点整備を推進する必要。
- もっとも、個々の市町村が独自に整備するには、人員・財政面等で困難な場合もあり、都道府県との協力の下に市町村が連携して窓口ネットワークを整備・構築する等の広域的な取組が必要。
- 広域連携については、地域の実情等も踏まえた自主的な判断に基づいて整備される必要があるが、消費者安全法の理念実現の観点から、国としても一定のひな型を示すと同時に、財政上の負担を検討する必要。

### (1) 住民にとっての望ましい相談窓口のあり方

- ・ 安心安全の確保という観点からは、各市町村において、住民が困ったときに、相談できる身近な窓口を整備する必要。
- ・ 高齢者に対する悪質な勧誘や食品に係る消費者事故等について、福祉・保健関係等の他部門などに最初の一報が入ったり、相談者の都合で、最初に他部門の職員に相談が行われたりしたとしても、必要に応じて消費者行政の相談窓口へつなぎ、対応できるようにする仕組みも必要。
- ・ 相談窓口では、消費者からの相談を正確に受け付け、専門的な知見に基づいて助言を行ったり、消費者自らによる交渉が難しい事情等が存在する場合には事業者との間に立ってあっせんを行ったりする必要。  
また、地域において発生した消費者事故等の情報が確実に収集・集約されて、被害の拡大を迅速に予防できる体制となっている必要。
- ・ 各市町村においては、相談窓口で収集された情報等に基づいて、住民の被害の実態や関連する問題を把握し、住民に対して周知・啓発活動等の対応が的確に行われる必要がある。また、市町村の福祉・保健部局とも連携するほか、消費者団体・各種NPO等とも連携するなど地域における消費者行政推進の拠点として機能することが期待される。

### (2) 都道府県と市町村の役割分担

- ・ 上記(1)の観点からは、市町村が基礎自治体ならではの特性を生かし

て、主体的に相談窓口の整備等を図る必要。

しかしながら、現実には、各市町村個別の対応では、人員・予算等の面で困難な場合が多く、複数の市町村が広域的に連携して、効果的・効率的な対応を図ることが期待される。また、相談員が1人といった窓口のように、人員が限られた相談窓口を設けた場合にも、広域連携を行うことで各窓口の専門的な対応能力の向上が期待される。

このように基本的には、市町村が単独であるいは連携して1次的な窓口となって、消費者に関する問題を把握できるようにし、都道府県がこれをバックアップする体制を作ることが望まれる。

- ・ 都道府県が多くの消費者関係法令について執行権限を有していることも踏まえると、都道府県が自らの相談窓口や各市町村の相談窓口で得られる相談情報を効率的に集約し、執行業務に生かすことができる体制とすることが望ましい。

(3) 望ましい広域連携の在り方（別紙1参照）

- ・ 広域的な連携体制をどのように構築するかについては、以下のとおり様々な対応が想定されるが、各地域の経済的・地理的・歴史的な事情に応じて、自主的な判断に基づき行われる必要。

（都道府県内の一部地域の連携）

- ① 一部地域の市町村による広域的な連携を行う場合
- ② 一部地域の市町村が広域的に連携すると同時に、県の振興局・振興事務所等の出先機関がその専門的知見を活かして参加する等の場合

（都道府県と域内市町村での連携）

- ③ 都道府県とその域内の市町村が広域連携する場合

- ・ 上記の広域連携には、それぞれ特徴があり、その利点を生かすと同時に、想定される留意点については、連携に係る規約等において対応策を講ずる必要（別紙2参照）。

(4) 上記広域連携推進のための方策

- ・ 上記(3)で述べたとおり、相談ネットワークの構築の在り方についても、地方公共団体が自主的にそのあり方を検討すべきものである。
- ・ しかしながら、国としても、消費者安全法で示された理念実現のためには、広域連携の望ましい形や広域連携に伴って想定される問題への対

処に関して、複数の選択肢を一定のひな形として示す必要。その場合、消防庁告示の「消防力の整備指針」を参考とすべきである。

- ・ また、ひな形に沿って広域連携を進めていく自治体に対して、相談窓口のネットワーク構築に必要な施設等の整備や窓口職員に対する必要な研修等について、国として一定程度の財政負担や技術的支援等を図ることを検討すべきである。
- ・ なお、広域連携を推進するに当たっては、連携に参加する市町村間の分担関係の調整が進まなかったり、都道府県と市町村の責任関係が不明確化したりするとの懸念があるとされている。  
そこで、連携に参加する地方公共団体間の負担割合や責任関係・機能分担等について、上記ひな形で示すことが望ましい。

### 3 消費生活相談員の処遇のあり方

- 消費生活相談員が行う事務は、多岐にわたり、また、それぞれの事務を的確に処理するためには、専門的知見やスキルを要するほか、継続的な研修と経験の積み重ねによる知識、能力の維持・向上が不可欠。その点でいわゆる雇止めは適当ではない。
- 各自治体において、相談員的能力を適切に評価し、その評価に見合った報酬や処遇とすることが求められる。
- こうした点についての各自治体における理解促進を図るため、国としても相談員の処遇・研修等に係る具体的指針を示すほか、研修やOJTについては、国としても一定程度の負担や技術的支援等の対応を検討すべきである。
- また、相談員の多様な働き方に応じて、非常勤職員以外の制度的な選択肢を充実する必要がある。

#### (1) 相談員が行う事務と求められる能力

- ・ 住民の安心・安全を確保するためには、消費生活相談員には、以下の事務とそれを的確に処理する能力が求められる。

##### ① 相談受付・助言

住民からの相談を漏らさず正確に聴取し、相談情報に含まれている法的問題点を把握し、過去に発生した類似する事故や事件の処理方法等も参酌した上で、住民にとって最も望ましいと思われる解決方法について、住民にとって分かりやすく助言を行う。

##### ② あっせん

様々な事情で、住民自ら相手の事業者との交渉に臨むことが難しい場合や、当該事業者が悪質であるなど事業者側の事情により住民自らによる交渉が難航した、又は難航することが予想される場合等において、事業者と相談者の間に立って双方の主張を正確に聴取し、その法的問題点等を整理した上で、双方にとって了解できる解決策を提示するなどにより、あっせん交渉を行う。

##### ③ 事故情報の連絡

上記①及び②を通じて得られた消費者事故情報について、PIO-NETに迅速に入力するほか、関係部署への連絡に努める。

##### ④ 住民への啓発・情報提供

上記①、②等を通じて得られた情報や知見を踏まえて、消費者安全の確保のために必要な情報を住民にわかりやすく提供する。また、啓

発に努める。

- ・ 消費者関連法が比較的頻繁に改正が行われていること、新手の手口等が次から次へと登場することなどを踏まえると、消費者事故等に関する知識を適宜更新し、各事務を的確に処理する能力を継続的に育成・維持することが必要不可欠となっている。
- ・ 相談員の能力が実務の経験を通じて養われていく面が大きいことを踏まえると、経験の浅い相談員に対して、相談現場において的確な指導・助言を行うことのできる専門性の高い相談員を育成し、これを何らかの形で公的に認知する仕組みを検討する必要があるのではないか。

(2) 相談員の処遇・研修等とそのための具体的な指針

- ・ 上記(1)で述べた事務を相談員が的確に処理していくためには、
  - ① 必要な研修機会を定期的に用意する必要があること、
  - ② 長期間にわたる経験や研修等の積み重ねが具体的な相談対応で欠かせないことを踏まえると、いわゆる「雇止め」は適当でないこと、
  - ③ 相談員の能力や仕事の成果を適切に評価し、その評価に見合った報酬や処遇等が用意されることが適当なことなどについて、各自治体における理解促進を図る必要。

消費者庁としては、各地方公共団体の長にあてて、以上の必要性について具体的な指針を示すことにより、消費生活相談員の適切な処遇・研修機会の確保を図る必要がある。

- ・ なお、現在も、地域によっては、消費者安全法施行規則第7条各号に規定する資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者が不足している実情を踏まえ、国としても、その人材育成に必要な研修やOJTについては、一定程度の負担や技術的支援等の対応を検討する必要がある。
- ・ さらに、相談員の多様な働き方に応じて制度的な選択肢を充実するという観点から、任期付短時間勤務職員制度の要件緩和による同制度の活用等を検討する必要がある。

#### 4 情報の収集・分析及び情報提供のあり方について

- 消費者からの効率的な情報収集・集約・分析・共有のための重要なインフラとして、PIO-NET を位置づけ、その利用価値向上の観点から、配備基準の見直しを検討する必要。
- より迅速な法執行推進等の観点から、国としても PIO-NET を通じた情報収集を必要としており、入力事務の負担増大を招いている点も踏まえ、一定の負担を検討する必要。

##### (1) 地方消費者行政における情報ネットワークの位置づけ

- ・ 消費者からの相談、苦情を各自治体の窓口で集め、地域ごとに集約、分析し、また、都道府県内・国全体で共有することで、各自治体における、個別の相談処理や住民に対する注意喚起・啓発、さらには国等における法執行や政策・制度の企画立案等様々な面で活用できる。

PIO-NET は、この情報収集・集約・分析・共有のための重要なインフラとして位置づけられ、その利用価値向上に向けた対応を検討する必要。

- ・ 各自治体の消費者行政担当部署に、域内の福祉・保健等他の行政部署の情報が集約される仕組みが重要。
- ・ 消費者向けの情報提供を効果的に行うには、地域の消費者団体、福祉部門のネットワークを活用するなどさらなる工夫も必要。
- ・ 国から地方への情報提供についてもその内容の充実を図るべきである。

##### (2) PIO-NET の設置範囲の拡大

- ・ PIO-NET の活用範囲が、地方の相談処理の支援のみならず、国等の法執行への活用、消費者行政の企画・立案等と拡大しており、これに応じて、各自治体の消費者行政本課等も含め設置範囲を拡大していくことが必要。また、これに併せて、入力事務負担のあり方の見直しや、入力作業を負担する地方に対する国からの情報提供の充実などが必要である。

##### (3) PIO-NET への相談情報の入力事務の負担

- ・ 迅速な法執行等が求められる中、消費者庁やその他関連省庁等における国等の PIO-NET の情報に対するニーズが高まっている。それに伴い、入力が必要とされる情報量が増大し、また、セキュリティ・レベルを向上させるためにシステムが高度化したこと等から、相談員の入力負担が



増大。

- ・ PIO-NET 入力に係る事務負担の増大は、被害事案の早期把握と国からの要請増加に伴う面も少なくない。相談窓口の入力に伴う手間・費用負担や、入力に関係する研修業務負担のあり方については、既に PIO-NET を利用している相談窓口も含めて、国が一定の負担を行うことやシステムの刷新等について検討を行う必要。

## 5 地方消費者行政における商品テストの位置づけ、人材の確保について

- 各自治体自ら商品テストを行うことについては、製品事故に係る相談への迅速な対応、効果的な啓発活動等一定の意義が存在。
- 国と地方との効率的な業務分担を推進する観点からは、各自治体で行った商品テスト情報に係るデータベース構築、国の関係機関による高度な商品テストの実施や研修体制等を検討する必要。
- 地方において、技術的知見を有する人材を育成、確保し、相談や事故情報への対応及び試験・研究機関との連携が的確に行われる必要がある。

### (1) 地方消費者行政における商品テストの在り方

- ・ 各地方公共団体で、自ら商品テストを行うことには、住民の相談事案への迅速な対応や、住民に対して実験を公開する等による啓発活動等一定の意義がある。
- ・ ただし、人材面、財政面や施設・機器の維持管理の面等を考慮すると、テスト対象については、各自治体において容易に原因究明できるもの等その範囲をある程度絞り込まざるを得ない。他方、工業試験場、食品加工研究所等域内における他の機関との連携強化や、他の地方公共団体間との協力強化等の方策を図ることで充実を図ることも考えられる。
- ・ また、国民生活センター等、国の関係機関においては、全国的に流通している商品や、地方公共団体で実施が難しいものに特化して行うと同時に、全国の自治体や関係機関におけるテストの実施状況に係るデータベースを作成し、情報共有化等に向けた取組を図る必要。

### (2) 人材の確保、育成

- ・ 事故情報への対応や試験・研究機関との連携を行う上で、地方の消費者行政の担当部署において、技術的知見を有する人材を確保し、育成することが重要。このため技術系の人材の消費者行政以外の部署も含めた人事ローテーションや他の地方公共団体等との人事交流を進めることが考えられる。
- ・ 同時に、消費者行政に特有、あるいは頻発する技術的な問題についての知識やノウハウを蓄積する必要があり、そのための研修システムを考えることが望ましい。そうした観点からは、国の関係機関での実務研修推進を図ることも考えられる。

## 6 地方自治体における法執行の位置づけ

- 消費者たる住民保護、各相談窓口における悪質事業者指導の実効性確保等の観点からは、都道府県における法執行の一層の強化が必要。
- ただし、各都道府県における実績のばらつき、現行法制上の限界等を踏まえ、国としても、技術支援や情報共有の推進を図ると同時に、執行権限の見直しを進める必要。

### (1) 都道府県における法執行強化の必要性

- ・ 特定商取引法や景品表示法等では、その法目的として、消費者・購入者の利益保護を明記している。消費者・購入者たる住民の利益保護推進の観点からは、今後とも被害が発生した都道府県において、迅速に処理する必要。
- ・ 都道府県の迅速かつ厳正な法執行は、以下の点でも、当該都道府県の消費者行政推進に資することになる。
  - ① 都道府県内における類似する悪質商法、偽装表示等の抑止
  - ② 都道府県内の市町村窓口における事業者指導の実効性強化
  - ③ 法執行を行うことで得られた悪質事業者の手口等に係る知見を踏まえ、住民に対して啓発活動を強化
- ・ 他方、国は、インターネット等を利用した通信販売、急速に広域的に拡大するマルチ商法や複雑な金融商品の電話勧誘等について、迅速に対応できているとは言い難い。これに必要な体制整備を急ぐ必要。

### (2) 地方の執行力を高めるための国の支援策

- 都道府県ごとで、執行実績のばらつきが大きいことから、国としても、以下の観点で法執行強化を後押しするなど必要な支援を進める必要。
- ① 的確な法執行の前提としては、運用基準の明示など法解釈の明確化、問合せへの対応体制の整備を進めるほか、国と都道府県が法執行のための調査を共同で行ったり、都道府県の要請に応じて地方の職員が国に出向するだけでなく、国から地方に職員が出向して指導したりすることで、国の持っている専門的知見についての共有を推進していくことも必要。
  - ② 執行関連の情報共有については、ブロック会議の開催や、特商法・割販法執行ネットを通じた情報共有などが行われており、今後ともその内容の充実を図るほか、景表法等他の執行分野における情報共有も進めて

いく必要。

- ③ 同一事案について、一つの行政機関が調査に着手したものの、事情によって他の行政機関が処分することになった場合の証拠等の引継ぎについて、国から先例等も含めて一定の考え方を示すことも求められる。

(3) 都道府県等の執行権限強化

- ・ 都道府県によっては、既にその執行体制が相当程度強化されていること、事件処理に係る事務負担重複を防止する等の観点からは、その執行権限について、以下のとおり、一定の拡大を検討する必要。

- ① 景表法に関する都道府県の執行権限は、現在、指示のみ。景表法の目的規定が公正かつ自由な競争の促進から、消費者保護に変わったことも踏まえ、措置命令も行えるようにすることが適当。

都道府県の執行権限強化に合わせて、公正取引委員会の地方事務所との連携・協力体制を強化する。また、公正取引委員会の地方事務所が措置命令の権限を担えるようにし、国としての執行体制を強化する。

- ② 特商法については、都道府県による行政処分の効果が、当該都道府県に限定されている。次々販売のように、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県で営業している例が頻発していることを踏まえれば、事件処理に係る事務負担重複を防止する観点からは、広域的な被害防止が必要な事案について、当該処分の効果を全国に及ぼすことができるものとするのが適当。

この場合、各個別の法律執行は、当該都道府県住民に効果を及ぼすのみならず、全国にも効果を及ぼすことになることから、国としても技術的支援等を検討する必要。

## 7 地方消費者行政の基盤・環境の整備について

- 地域の現場で活動する多様な主体の参画による社会教育の充実を図ることが望ましい。
- 行政と消費者団体、事業者団体などの協働により、消費者教育や啓発活動等の推進を図る。
- 各地域の実情や、地方公共団体の自主的な判断によるところではあるが、地方消費者行政の充実強化に向けた効率的・効果的な組織体制の構築と人材育成の強化が求められる。

### (1) 行政と消費者、事業者などの協働及び消費者の声を政策決定などに反映させるシステム構築の在り方

- ・ 消費者自身が、一定の知識と確かな判断力を持つこと、それによって被害に遭うリスクを低減することが重要。学校、大学における消費者教育の内容充実のため、地域の多様な主体が関わることや、学校教育以外でも、地域社会で若者から高齢者にいたるまで、その特性に応じて、必要な知識や情報提供を行っていくことが必要。消費者教育の担い手として、消費者相談に携わっている人、民生委員等福祉関係者などの参画も進めていく必要。
- ・ 地域のさまざまな主体との協働によって、効果をあげている事例が多くみられる。消費者団体等の活動が、地域の消費者行政に刺激を与え、その内容をより良いものとする力ともなっている。こうした地域の多様な主体の活発な活動は、消費者行政が効果を上げるための重要な基盤。国としては、モデル的な事例の紹介など情報提供の面やブロック会議の開催など情報交換の場作りの面で支援を行うべき。また、適格消費者団体が消費生活センター等の行政機関から速やかに情報提供を受けられるようにするなど、適格消費者団体と行政との新たな連携を検討するべき。
- ・ 事業者団体による自主規制や消費者向けの啓発活動が行われているが、行政としても事業者との連携を強化していく必要がある。行政から事業者、事業者団体への情報提供、意見の吸い上げなど協力関係の構築（連絡会議、説明会、照会対応など）を行うべき。

### (2) 地方消費者行政の充実強化に向けた組織体制と人材育成の在り方

- ・ 地方公共団体においても、国における消費者庁や消費者委員会の設立

と並行して、消費者行政に関する事務を一つの課や局にまとめていく動きが見られる。しかし、なお多くの地方では、消費者行政に関する事務の位置づけは相対的に低く、消費者利益の擁護及び増進という観点からの部局横断的な連携についても課題を抱えている。

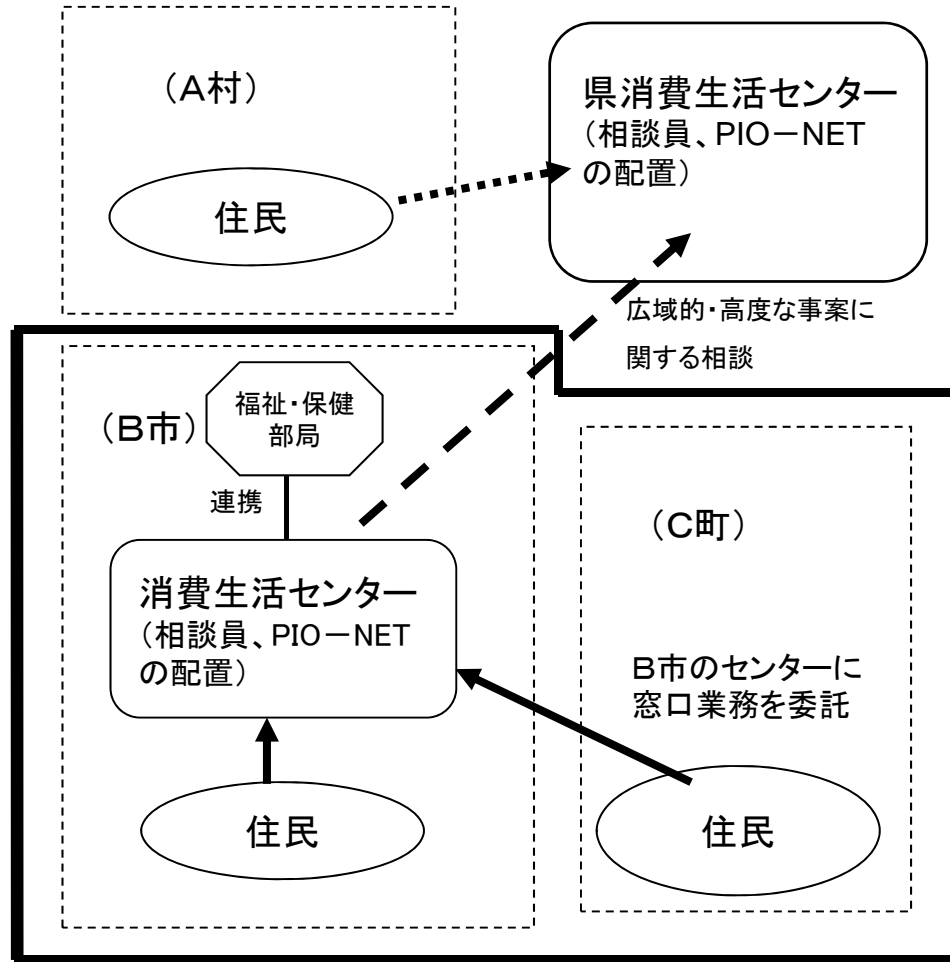
- ・ 他方、消費者行政を推進するための本部の設置、計画の策定なども行われており、今後、連携の核となる担当部署の格上げや体制充実を検討することが望ましい。
- ・ 人材の専門性の構築に当たっては、相談員のみならず、消費者行政を担う正規職員に対しても研修の一層の充実が求められる。また、この分野の専門性を培っていこうとする職員に対して、将来の展望が得られるようなキャリアパスを提示することも求められる。さらに、消費者行政の重要性に対する職員全般の意識を高めていくことも必要。

## 8 今後の地方消費者行政の充実・強化の進め方

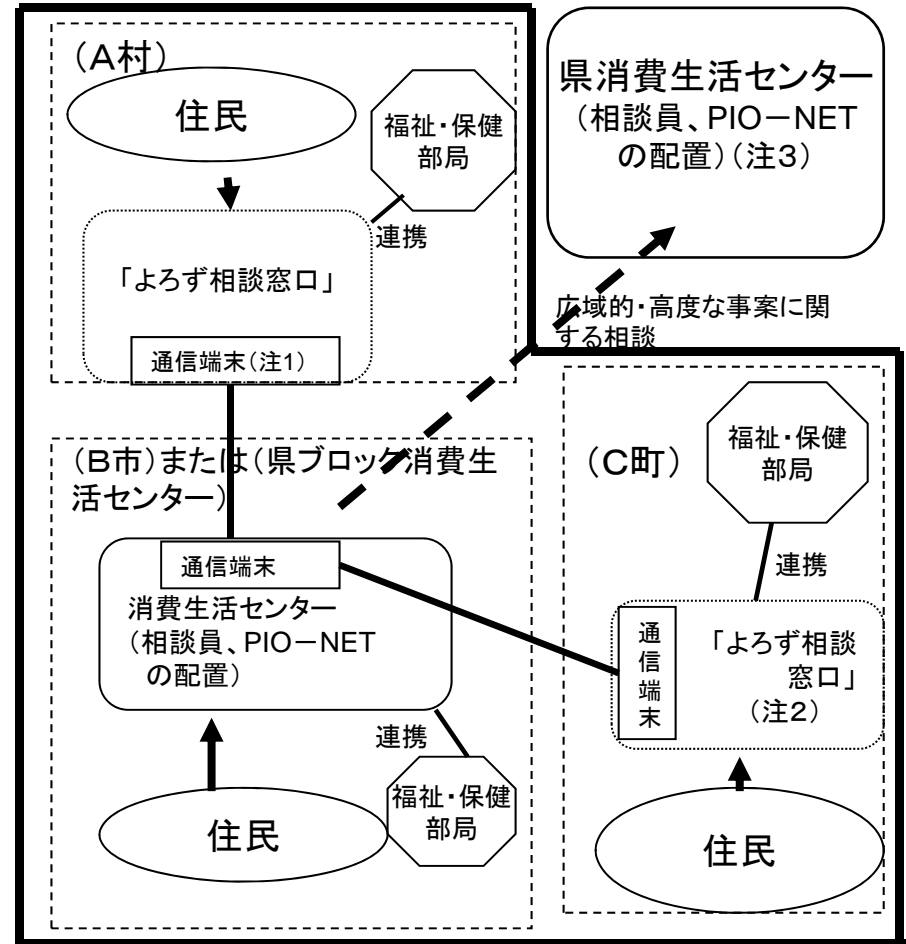
- 上記2～7までで述べた地方消費者行政の充実・強化策の実施に当たっては、以下のとおり、可能な限り速やかに対応すべきである。
- 特段の法改正や予算対応を要しない措置、例えば、望ましい広域連携の在り方や、消費生活相談員の処遇・研修等に係る具体的な指針の策定等については、平成23年度以降直ちに対応に着手することが望ましい。
- また、よろず相談窓口を含め、消費者相談を受け付ける窓口については、平成24年度中には、全市町村で設置する必要がある。
- もっとも、各市町村における消費者行政の十分な定着を図る上では、窓口での相談対応の充実や出前講座等による啓発活動等を通じて住民の間での支持・理解を深めるとともに、福祉等他の行政分野との連携体制の強化等を図る必要がある。そのためには、集中・育成期間終了後さらに数年の期間を要すると考えられる。したがって、消費者行政の定着に向けて、平成25年度以降も国として、様々な施策を組み合わせ対応する必要がある。
- その他法執行の強化等に係る法令改正等が必要な事項やPI0-NETの入力事務に係る国の財政負担の検討については、平成23年度以降、速やかに作業に着手し、遅くとも平成24年度には、実施されることが望ましい。

# (別紙1)望ましい広域連携の在り方

(現状の相談体制)



(都道府県内の一部地域での新たな連携)



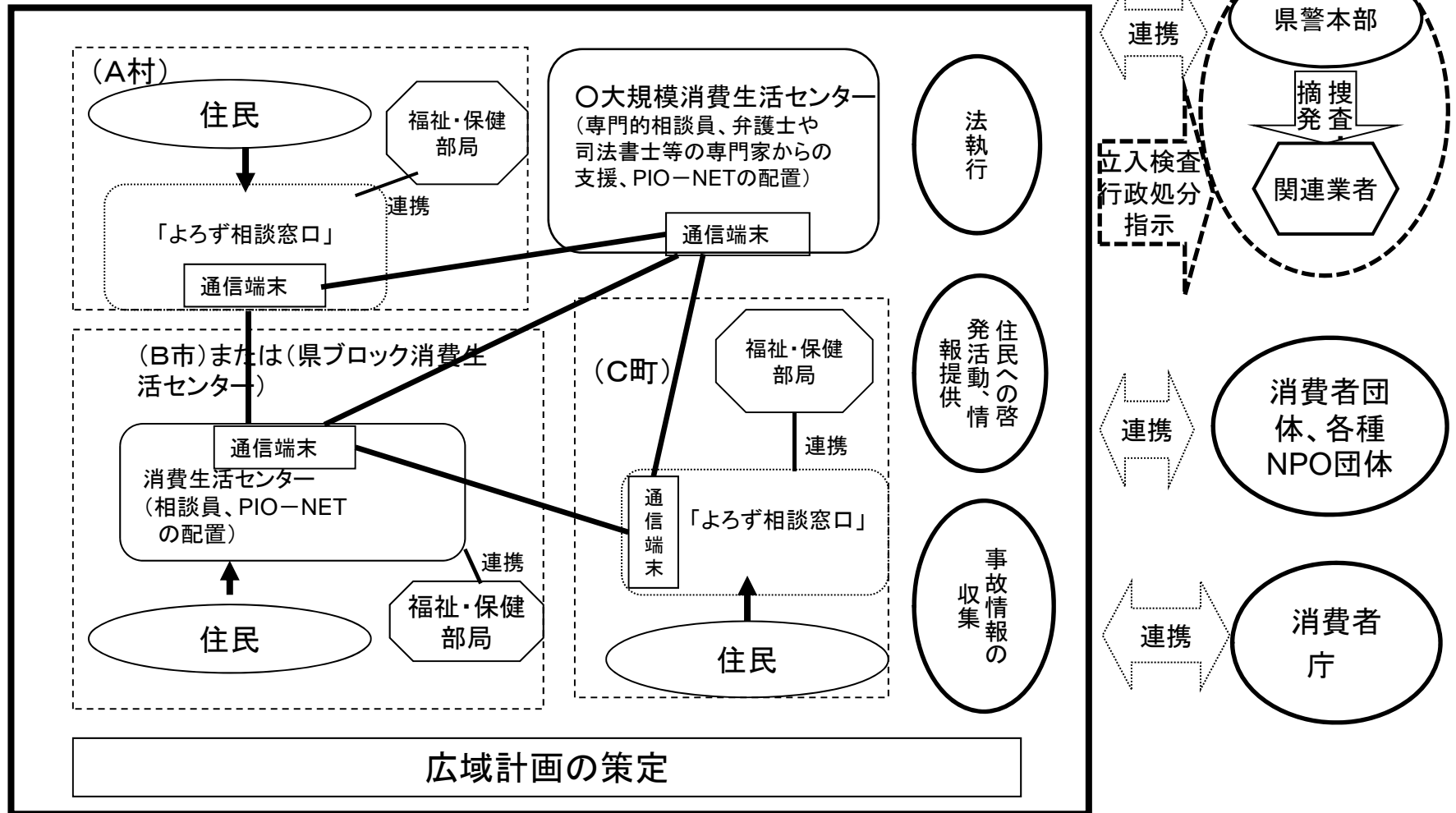
(注1) IT電話やTV電話など画像・音声について双方向交信が可能な情報通信端末等を設置することを想定。

(注2) よろず相談窓口は、原則、正規職員対応ながら、C町等中規模の自治体においては週1、2日は、消費生活相談員が対応。

(注3) 県庁所在地等にある大規模な県消費生活センターを想定。



都道府県とその域内の市町村による広域連携(広域連合の場合)(注4)



(注4) 都道府県単位の連携を行う方式としては、広域連合以外にも一部事務組合方式や協議会方式が考えられる。

		利 点	留意点	対応策等
都道府県内の一部地域での広域連携	一部地域の市町村による連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近隣の市町村で連携する場合には設立に向けての意向集約が容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核的な市以外の市町村の消費者行政が空洞化していく懸念。</li> <li>○ 中核的な市の負担が重くなる懸念。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が示す連携のひな型（以下、「ひな型」という。）において、各市町村は少なくともよろず相談窓口で、消費生活相談を受け付け、必要に応じて相談員配置を図るなど連携前よりも窓口充実を図るべきである旨明記するほか、分担金の在り方を示すことで参加市町村間の負担のバランスを図る。</li> </ul>
	一部地域の市町村と都道府県の振興局（事務所）等の出先機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の振興局（事務所）等の出先機関が加わることによって、都道府県が蓄積している専門的知見の活用を図ることができる。</li> <li>○ 一部地域での設立によることから意向集約が容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の消費者行政が空洞化していく懸念</li> <li>○ 各市町村での相談窓口体制が多少とも充実したところで、都道府県が手を引く懸念。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記に加え、ひな型において、市町村の要請があった場合には、都道府県も広域連携に参加することが求められる旨を明記する。</li> </ul>
都道府県とその域内の市町村による広域連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談員などの専門的人材確保やその育成を図るための広域的な人事ローテーション</li> <li>○ 広域にわたる相談員間、相談員・行政職員間の情報共有・連携強化を図ることが可能</li> <li>○ 複雑な事案に係る相談を大規模消費生活センターにつなぐ際等の個人情報の問題を回避</li> </ul> <p>《広域連合の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の処分権限を移譲することで、事業者指導を行う上での実効性を強化</li> <li>○ 広域計画を作成し、消費者教育や啓発活動、事故情報の収集を効果的に推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県内の市町村の意向を集約するのに手間を要する。</li> </ul> <p>《広域連合・一部事務組合の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長の選任や議会を設立するなどの手続負担が重い。</li> <li>○ 県庁・市町村役場から切り離されて、他部署との連携が希薄化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひな型を示すことにより意向集約を促進。</li> </ul> <p>《広域連合・一部事務組合の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひな型において、以下の点を示す。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①現在の担当部署の執務場所を原則維持。</li> <li>②各市町村との兼任職員を配置して、他部署との連携を図る。</li> <li>③基準財政需要額の一定割合を分担金として拠出する旨ひな型に明記。</li> </ol> </li> </ul>